

議案第23号

大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大田原市こども医療費助成に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大田原市」を「本市」に改める。

第4条第1項中「6歳」を「15歳」に改め、「（以下「未就学児」という。）」を削り、同条第2項中「未就学児」を「前項に規定するこども」に改め、同条第3項中「未就学児以外の」を「15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。